○財務省令第六十七号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において使用する用語は、法及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三　（略） 四　勘定別財務諸表　法第二十六条の二の規定により経理を区分し、次条に定める勘定を設けて整理する場合において当該勘定ごとに作成する財務諸表をいう。 五　勘定別附属明細書　勘定別財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を除く。）に係る附属明細書をいう。 六　勘定別情報　連結財務諸表の作成が必要な場合に、当該連結財務諸表とは別に連結貸借対照表及び連結損益計算書に関して勘定毎に作成された情報をいう。 七　共通経費等　費用又は収益であって、次条に定める勘定のうち一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるものをいう。 （勘定区分） **第二条の二**　法第二十六条の二の規定により設ける勘定は、次に掲げる勘定とする。 一　法第二十六条の二第一号に掲げる業務に係る勘定　一般業務勘定 二　法第二十六条の二第二号に掲げる業務に係る勘定　特別業務勘定 （財務諸表の様式） **第五条**　会社は、別表第一の様式により財務諸表及び勘定別財務諸表を、別表第二の様式により連結財務諸表をそれぞれ作成しなければならない。 2　（略） （附属明細書の様式等） **第六条**　会社は、別表第三の様式により附属明細書及び勘定別附属明細書を作成しなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、財務諸表に添付する附属明細書において勘定別の内訳を明らかにした場合は、勘定別附属明細書の作成を要しない。 （勘定別情報の作成） **第六条の二**　会社が連結財務諸表を作成したときは、別表第四の様式に定めるところにより、勘定別情報を注記しなければならない。 （区分経理に係る会計処理の原則） **第八条**　会社は、次に掲げる原則によって勘定別財務諸表を作成しなければならない。 一　同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として会社において統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用してはならないこと。 二　各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならないこと。	（定義） **第二条**　同上 一～三　（略） （財務諸表の様式） **第五条**　会社は、別表第一の様式により財務諸表を、別表第二の様式により連結財務諸表をそれぞれ作成しなければならない。 2　（略） （附属明細書の様式） **第六条**　会社は、別表第三の様式により附属明細書を作成しなければならない。